

繰り返される米軍嘉手納基地内のパラシュート降下訓練に対する意見書

米軍は、去る2月15日午後4時25分から午後5時47分までの間に17人の兵士が、3回にわたりパラシュート降下訓練を行った。

同訓練に対しては、沖縄県や地元自治体（三連協）を始め、本町議会でも再三にわたり同基地内のパラシュート降下訓練に対し抗議決議及び意見書を可決し、2月8日に関係機関へ要請したが、その1週間後に3カ月連続で訓練が強行されたことに対し強い憤りを禁じ得ない。

同訓練は、住宅が密集する基地周辺での危険性を指摘した沖縄県や基地周辺自治体の強い中止要請を受け、平成8年のSACO（日米特別行動委員会）の最終報告において、伊江島補助飛行場での実施が合意されているが、合意後も例外を盾に嘉手納基地での訓練が繰り返され、今回で17回目となる。

防衛局の情報提供によると前回1月19日同様、今回行われる訓練は、①定期的な訓練ではない、②小規模なものである、③在日米軍の即応性を維持するための緊急の必要性に基づく訓練である、④伊江島補助飛行場の滑走路の不具合が継続していることから、防衛省としては、「例外的な場合に該当する」との認識を示し容認した。今後もなし崩し的に嘉手納基地で訓練が実施され常態化の懸念があり、改めて「例外的措置」の撤廃を強く求める。

平成18年の米軍再編ロードマップで合意された同基地の負担軽減にも逆行した機能強化であり、地域住民や議会・行政の抗議を一顧だにしない米軍の訓練強行は断じて許されない。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 嘉手納基地での米軍パラシュート訓練を全面禁止させること。
- 2 平成8年の日米合意を遵守させ、例外的措置を撤廃させること。
- 3 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月4日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長